

厚生労働省発医政 0331 第1号  
令和4年3月31日

木村 壯介 殿

厚生労働事務次官



令和4年度厚生労働科学研究費補助金  
(地域医療基盤開発推進研究事業) 国庫補助の交付基準額等について

標題の国庫補助については「厚生労働科学研究費補助金等取扱規程」(平成10年4月9日付け厚生省告示第130号。以下「規程」という。)により行われているところであるが、令和4年度における規程第9条第1項の研究課題及び交付基準額、規程第10条第1項の交付申請書の提出期限等については、それぞれ次のとおりとする。

1 研究課題 医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究  
(課題番号) (22IA1004)

2 交付基準額 金 7,091,000 円  
(うち間接経費 150,000 円)

※ 他府省等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに担当課(室)へ報告し、いずれかの研究を辞退すること。なお、公益法人等から交付される場合には速やかに担当課(室)へ報告し、指示に従うこと。これらの手続きをせず、同一内容の研究費の採択が明らかになった場合は当省の研究課題の採択を取消し、また、交付決定後においては、研究費の返還等を求めることがある。

3 提出期限 令和4年4月19日

※ 健康危険情報の取扱いについて

厚生労働省においては、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、健康危機管理の体制強化を進めており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）については、補助金により調査研究等を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしている。ついては、その趣旨を御理解の上、以下の事項について御協力をお願いしたい。

・研究の過程において、健康危険情報を把握した場合には、各研究代表者から速やかに厚生労働省健康危機管理・災害対策室長（〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房厚生科学課内）まで別に定める様式を用いて原則として電子メール（ただし、グレードA及びBのうち緊急性の高いものは、メールとFAXの両方の方法）にて連絡していただくこと。

（連絡先）

電子メール：emergency@mhlw.go.jp

FAX：03-3503-0183

・研究分担者、研究協力者に対して、健康危険情報を把握した場合には、速やかに研究代表者へ連絡するよう伝達していただくこと。

詳細については、以下を御確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000->

[Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc](#)